

熊本県公報

第12893号
令和2年(2020年)
1月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 令和2年2月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 4
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 5
- 大規模店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 5
- 換地計画の適否決定…………… (農地整備課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 7
- 熊本都市計画道路の変更 (熊本市決定) …… (都市計画課) 8

登 載 依 頼

- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (環境審議会水保全部会) 8

正 誤

- 平成30年3月27日熊本県教育委員会告示第8号 (文化財の指定) 中…………… (文化課) 8

告 示

熊本県告示第53号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年 (2020年) 1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社マープルフエロー	ヘルパーステーション・エムズ	宇城市小川町河江192番地1	令和2年 (2020年) 2月1日	訪問介護

熊本県告示第54号

令和2年 (2020年) 2月4日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

令和2年 (2020年) 1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第55号

熊本県少年保護育成条例 (昭和46年熊本県条例第30号) 第7条第1項の規定により少年に有害な興行として令和2年 (2020年) 1月15日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年 (2020年) 1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	桃肌女将のねばり味 (オーピー) 責め絵の女 (新日本映像) 濡れた愛情 ふしだらに暖めて (オーピー) 痴漢電車 名器さぐり (新日本映像) 淫獣捜査 夫婦暴行魔を追え! (新東宝映画) 凌辱ホステス ぶち込まれて (オーピー) 密室女性トイレ 洩れる喘ぎ声 (新日本映像) いたずら家政婦 いじめて縛って (オーピー) 団地妻暴行 そそり立つ (新日本映像)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字田代字九折8042番1、8091番1、8092番3、8094番1、8107番3、8108番1、8110番から8112番まで、8114番1、8128番1、又8128番1、8131番から8133番まで、8136番から8138番まで、8140番、8141番1、8141番2、8142番から8147番まで、8148番1、8149番、又8149番、8150番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字九折8042番1・8091番1・8092番3・8094番1・8107番3・8108番1・8111番1・8112番1・8114番1・8128番1・8138番1・8140番1・8142番1・8143番1・8145番1・8146番1・8148番1(以上17筆について次の図に示す部分に限る。)、8110番、又8128番1、8147番
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字坂谷字戸ノ上2589番2、2590番1、2600番、2601番、2636番、2639番1、2639番2、2646番、2656番、2659番、2698番、2700番1、2701番1、2702番、2704番、2713番、2714番、2717番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字戸ノ上2589番2・2590番1・2600番・2601番・2636番・2639番1・2639番2・2646番・2656番・2659番・2698番・2700番1・2701番1・2702番・2704番・2713番・2714番・2717番1(以上18筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	堂園小森線	阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1039番4地先から 阿蘇郡西原村大字小森字新所原 3049番地先まで	前	9.2 ～ 13.8	574.2	広域連携交付金
			後	9.2 ～ 21.0		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）1月24日

熊本県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野字松ノ平 1614番1地先から 同所 1589番34地先まで	前	5.1 ～ 14.3	460.0	単道改
			後	8.1 ～ 46.8		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）1月24日

熊本県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字牧野 1011番1地先から 阿蘇郡産山村大字山鹿字梅ノ木 815番1地先まで	前	5.1 ～ 10.2	454.2	防安交
			後	11.3 ～ 22.8		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）1月24日

熊本県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2430番2地先から 同所 2429番4地先まで	前	3.7 ～ 37.2	1901.5	活力創出基盤 交付金
			後	9.7 ～ 56.2		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)1月24日

熊本県告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)1月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉 1506番1地先から 同所 1505番1地先まで	182.8	災害復旧

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)1月26日

公 告

熊本県公告第42号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営第一一の宮地区土地改良事業(農業用排水施設・暗渠排水)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営第一一の宮地区土地改良事業(農業用排水施設・暗渠排水)計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年(2020年)1月27日から令和2年(2020年)2月25日まで

3 縦覧場所

阿蘇市役所

熊本県公告第43号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 築造者の住所 熊本市南区流通団地一丁目42番1号

2 築造者の氏名 TAKASUGI株式会社

3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字深迫2003番1

4 道路の幅員 5.00メートルから5.03メートルまで

5 道路の延長 99.64メートル

6 指定年月日 令和2年(2020年)1月10日

7 指定番号 熊本県指令央土景建第276号

熊本県公告第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市山鹿字永田801番、同802番、同803番、同804番1、同804番2、同804番3、同804番4、同805番1、同805番2、同806番1、同806番2、同807番、同808番1、同808番2、同808番3、同809番1、同809番2、同810番1、同810番2、同811番1、同811番2、同812番1、同813番2、同813番3、同813番4及び同813番5
19,371.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大阪府大阪市中央区高津一丁目9番10号
株式会社アーバンホールディングス

熊本県公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1848番6
825.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
水俣市浜松町5-61-5
有限会社大川林業

熊本県公告第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1800番1の一部
304.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上仲間814番地1クオーレ・ミツナ302
井上 康貴

熊本県公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻原3951番1及び同3952番2
465.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区植木町滴水10番地2シャーマゾンUEKI102号
林田 直樹

熊本県公告第48号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により天草市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス天草店
熊本県天草市小松原町202番2 外

- 2 天草市から聴取した意見の概要
- (1) 敷地周辺の道路は、小・中学校及び高校の通学路となっているため、商品の搬入車両及び来店車両の出入りにあっては、万全の対策を講じ事故防止に努めること。
 - (2) 青少年の非行を未然に防ぐため、店内及び駐車場で防犯対策に努めること。
 - (3) 店舗建設においては、環境関連法令に則った届出を遅滞なく励行のうえ、周辺地域への環境負荷（騒音・振動等）を最小限に抑えること。
 - (4) 社員の環境教育を励行し、騒音発生の防止をはじめ廃棄物の軽量化及びリサイクルに努め環境に対する意識の向上を図ること。
 - (5) 当該箇所は、景観計画における天草景観形成地域に該当しているため、景観形成基準に基づき周辺景観に配慮した計画とすること。また、当該箇所は、地区計画（小松原地区）が定められており、壁面位置の制限（広告物・看板類も含む）があるため、街並みづくりへの配慮を行うこと。
 - (6) 天草景観形成地域の基準として、「敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努める」となっているため、本計画に対しても緑化計画を作成していただきたい。
 - (7) 国道324号に面する出入り口では右折による入庫も「遅滞なく、遅れなし」の評価がされているが、本線は幹線道路であり通過車両も多く、右折入庫時の渋滞・事故が懸念される。また、国道324号へは左折出庫のみとなっているが、右折出庫を行う来店客も想定され、危険性が高いと考えられるため、看板設置等の対策をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課
 令和2年（2020年）1月24日から令和2年（2020年）2月24日まで

熊本県公告第49号

荒尾市長浅田敏彦から認可の申請があった下赤田地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により、令和2年（2020年）1月15日付けで計画を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

関係権利者で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求を申し出ることができる。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 令和2年（2020年）1月27日から
令和2年（2020年）2月25日まで
- 2 縦覧の場所 荒尾市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第50号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人梅林	玉名市玉名	玉名市寺田字群原522番ほか81筆
中山 健生	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎川4137番
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町鍋字北割1848番1ほか5筆

- 2 認可年月日
令和2年（2020年）1月17日

熊本県公告第51号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町藤山字火ノ宮323番ほか1筆
農事組合法人うめどう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字淘揚4556番1ほか16筆 〔一時利用地 熊本市西区西松尾町字長割213番1ほか3筆〕
荒牧 昭博	上益城郡益城町惣領	上益城郡益城町大字惣領字金操484番1ほか2筆
吉住 満	上益城郡益城町惣領	上益城郡益城町大字惣領字塘下943番
下田 剣太郎	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字辛川2062番2ほか3筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）1月17日

熊本県公告第52号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市水島町字大井手西割57番37ほか4筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字中一艘取2690番ほか1筆
株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市郡築一番町286番1
植田 恵司	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町鏡村字豊原1577番
島田 弘美	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町塩浜字壱九番割320番7ほか2筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町下村字道下1045番1
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字乾角1936番

2 認可年月日

令和2年（2020年）1月17日

熊本県公告第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上2440番1ほか11筆
農事組合法人秋津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区佐土原二丁目490番
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字高井手862番3ほか29筆
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩542番38ほか2筆
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字指杉3311番4ほか10筆
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字一武字万吉原2830番10

2 認可年月日
令和2年(2020年)1月17日

熊本県公告第54号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路(中九州横断道路大津熊本線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和2年(2020年)1月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登 載 依 頼

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
令和2年(2020年)1月24日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 1 開催日時
令和2年(2020年)1月31日(金)
午前10時00分から正午
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 令和2年度(2020年度)熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
(2) 県北地域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定(案)について
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
(熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271)

正 誤

熊本県教育委員会告示第1号

平成30年3月27日付け熊本県教育委員会告示第8号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。
令和2年(2020年)1月24日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

ページ	行	正	誤
14	50	熊本県熊本市中央区黒髪二丁目 40番1号 熊本大学附属図書館	熊本県熊本市中央区黒髪二丁目 39番1号 熊本大学附属図書館